

○いわき市スポーツ推進審議会条例

昭和52年 3 月29日いわき市条例第12号

改正

昭和62年 3 月27日いわき市条例第 6 号

平成12年 8 月25日いわき市条例第78号

平成23年 9 月30日いわき市条例第32号

平成27年12月28日いわき市条例第71号

いわき市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、いわき市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議するほか、いわき市スポーツ振興基金条例（昭和59年いわき市条例第34号）第 5 条に規定する育成を図るスポーツ活動を選考する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) スポーツに関する学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月27日いわき市条例第6号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年8月25日いわき市条例第78号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月30日いわき市条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日いわき市条例第71号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(いわき市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前のいわき市スポーツ推進審議会条例（以下この項において「旧条例」という。）第3条第2項の規定により教育委員会から委嘱されたいわき市スポーツ推進審議会（以下この項において「審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、前項の規定による改正後のいわき市スポーツ推進審議会条例（以下この項において「新条例」という。）第3条第2項の規定により市長から審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧条例第3条第2項の規定により教育委員会から委嘱された審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。